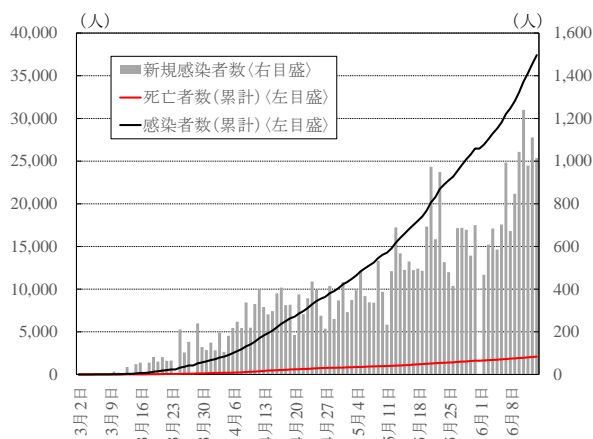


## インドネシアにおける新型コロナウイルスを巡る動き

経済調査部 上席研究員 福地 亜希  
[aki\\_fukuchi@iima.or.jp](mailto:aki_fukuchi@iima.or.jp)

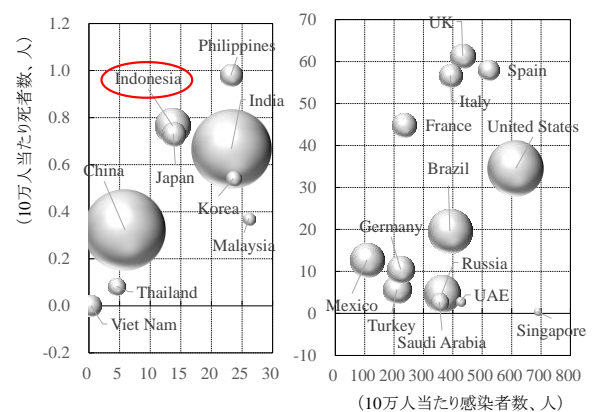
新型コロナウイルスの感染拡大が続くインドネシアでは、6月に入り、感染拡大防止と経済・社会活動の両立させる「ニューノーマル」の実現に向けた一步を踏み出した。6月14日時点のインドネシアにおける新型コロナウイルスの感染者数および死亡者数は、それぞれ約3.8万人、約2,000人、1日当たりの新規感染者数が1,000前後で推移するなど、依然収束には遠い状況が続いている（図表1）。もともと、人口比でみた感染者数や死者数は欧米諸国を大きく下回るほか（図表2）、ジャカルタ首都特別州などの主要都市では感染拡大に歯止めがかかりつつある。失業者や貧困者の増加による社会の不安定化を回避するためにも、経済活動を段階的に再開する現実的な方法を選んだと言える。

図表1: インドネシアにおける  
 新型コロナウイルス感染者数の推移



(資料) WHO、インドネシア保健省統計より国際通貨研究所作成

図表2: 主要国における新型コロナウイルス  
 感染者・死亡者数（10万人当たり）



(注) 1. 感染者数および死亡者数は2020年6月12日時点。

2. バブルの大きさは人口を示す。

(資料) WHO、国連統計より国際通貨研究所作成

### 部分的なロックダウンを経て、段階的に経済活動を再開

4月3日にジョコ・ウィドド(以下、ジョコウイ)大統領は「大規模社会的制限(PSBB)」の実施を決定、保健大臣令に基づき4月半ばから法的根拠に基づく経済活動の制限が本格化した<sup>1</sup>。ジャカルタ首都特別州政府は、4月10日から同州全域にPSBBを適用、そ

<sup>1</sup> 実際には、PSBBの実施を希望する各自治体が保健省に申請・承認後、別途、条例を發布して実施する。

の後、西ジャワ州全域など4州・10自治体に拡大した（図表3）。自治体毎に制限の内容・期限、罰則等は異なるが、ジャカルタ首都特別州では、不要不急の外出を禁止し、屋外でのマスク着用を義務付けたうえで、企業の在宅勤務<sup>2</sup>や学校の休校、娯楽・公共施設の閉鎖、レストランなどにおける店内飲食の禁止、公共交通機関の利用制限（乗客数や運行時間）などが実施された。また、イスラム教の断食月（ラマダン）明けの大祭（レバラン）期<sup>3</sup>における感染拡大への警戒などから、インドネシア政府は自粛の要請にとどまっていたラマダンおよびレバラン期間の帰郷を4月24日から禁止した<sup>4</sup>。

こうした措置により、ジャカルタ首都特別州では新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかかりつつあり、同州の感染者数は、3月末時点の全体の約5割から、足元では2割近くまで低下している。一方、足元では地方での感染者の増加が懸念されており、6月初めにジョコウィ大統領は、新型コロナ緊急対策本部（タスクフォース）をはじめとする関係組織に対して、東ジャワ、南スラウェシ、南カリマンタンの3州での対応を優先するよう指示した<sup>5</sup>。レバラン期における帰郷はある程度抑えられたとみられるものの、PSBBの実施に伴い首都圏で職を失い生活に困窮した労働者が地方へ移動するなどして、感染が拡大した可能性が指摘されている。

ジャカルタ首都特別州におけるPSBBの実施期間は、当初14日間の予定であったが、その期限は3度にわたり延長されている。6月4日、同州のアニス・バスウェダン知事は、この日期限を迎えたPSBBの期限を6月末まで延長したうえで、6月を移行期間と位置づけ、6月5日から制限措置を段階的に緩和する方針を表明した<sup>6</sup>。具体的には、5日から礼拝所や交通機関の利用制限を緩和、8日からオフィス、工場、独立型の飲食店や小売店などについて、収容人数を半分に抑えるなどの条件付きで再開を認め、15日からはショッピングモールなどの営業再開が可能となった。

なお、インドネシア政府の新型コロナウイルス感染抑制に向けた対応を巡っては、後手に回ったとの批判が根強い。政府は、2月初めに中国からの入国管理措置を強化したものの<sup>7</sup>、2月末時点では中国が世界全体の感染者数の約9割を占めていたことや、国内で最初の感染者が公表されたのが3月2日と周辺アジア諸国に比べて遅かったこともあり、当初、政府高官による医科学的根拠に基づかない楽観的な発言が相次いだ<sup>8</sup>。また、周辺国において入国管理措置の強化などにより観光客が落ち込むなか、観光キャンペーンを打ち出すなど、経済を優先させる姿勢もうかがわれた。3月中旬以降、感染者が急増するなかでも、休校や企業の在宅勤務、娯楽施設の一時閉鎖等はジャカルタ首都特別州や西ジャワ州など一部の自治体での要請ベースでの取り組みにとどまり、中央政

<sup>2</sup> ジャカルタ首都特別州における企業の在宅勤務の例外分野は、保健、食品・飲料・生活必需品、エネルギー、通信（含むメディア）、財政・金融、物流、戦略産業。

<sup>3</sup> 2020年のラマダンは4月24日～5月23日（日没）。5月24日、25日はラマダン明けを祝う大祭（レバラン）。レバラン後の連休（有給休暇一斉消化）に合わせて例年2,000万人が移動するとされる。

<sup>4</sup> 帰郷禁止措置に伴う国内移動制限は、6月15日まで。

<sup>5</sup> <https://setkab.go.id/en/indonesia-to-prioritize-covid-19-handling-in-three-provinces-with-high-number-of-cases/>

<sup>6</sup> ただし、州内の一部地域（全2,738区域のうち66区域）については、引き続き感染拡大を厳しくコントロールすべき地域（Wilayah Pengendalian Ketat: WPK）としている。

<sup>7</sup> 中国国籍保有者及びインドネシア入国前の14日以内に中国（除香港、マカオ及び台湾）に滞在・訪問した全ての外国人の査証免除措置及び査証の発給を停止。

<sup>8</sup> 保健相が、インドネシア人は“doa”（英語で“prayer”を意味するインドネシア語）のお陰で新型コロナウイルスには感染しないと主張していた(<https://www.thejakartapost.com/news/2020/02/17/its-our-nations-right-to-rely-on-the-almighty-minister-justifies-calling-for-prayers-in-coronavirus-battle.html>)。

府の対応の鈍さへの不満がくすぶっていた。

図表 3: インドネシアの新型コロナウイルス関連指標（州別）

地域	州名	感染者数(人)			回復者数(人)	死亡者数(人)	人口10万人当たり(人)	人口(万人)	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	GRDPシェア(%)	社会制限有無
		人口10万人当たり(人)	全体に占める比率(%)								
スマトラ島	アチェ特別州	27	0.6	0.1	19	1	0.0	449	78	1.0	
	北スマトラ州	872	6.7	2.3	210	59	0.5	1,298	178	5.0	
	西スマトラ州	681	14.1	1.8	423	30	0.6	485	115	1.5	●
	リアウ州	125	2.3	0.3	109	6	0.1	554	64	5.0	○
	リアウ諸島州	239	14.2	0.6	136	16	1.0	168	205	1.7	
	ジャンビ州	108	3.5	0.3	37	0	0.0	309	62	1.4	
	ブンクル州	101	5.9	0.3	58	6	0.3	172	86	0.4	
	南スマトラ州	1,396	18.7	3.6	618	55	0.7	745	81	2.8	○
	バンカ・ブリトゥン州	144	11.8	0.4	63	1	0.1	122	74	0.5	
	ランブン州	166	2.2	0.4	114	12	0.2	761	220	2.2	
ジャワ島	ジャカルタ首都特別州	8,978	93.4	23.5	4,089	555	5.8	961	14,470	17.3	●
	バンテン州	1,240	11.7	3.2	440	79	0.7	1,063	1,100	4.1	○
	西ジャワ州	2,604	6.0	6.8	1,135	161	0.4	4,305	1,217	13.1	●
	中部ジャワ州	2,059	6.4	5.4	729	104	0.3	3,238	794	8.5	○
	ジョグジャカルタ特別州	269	7.8	0.7	210	8	0.2	346	1,104	0.9	
	東ジャワ州	7,793	20.8	20.4	2,192	600	1.6	3,748	784	14.6	○
小列島	デンパサール	741	19.0	1.9	474	6	0.2	389	673	1.6	
	西ヌサ・トゥンガラ州	915	20.3	2.4	577	33	0.7	450	242	0.8	
	東ヌサ・トゥンガラ州	108	2.3	0.3	40	1	0.0	468	96	0.7	
カリマンタン島	西カリマンタン州	268	6.1	0.7	159	4	0.1	440	30	1.3	
	中部カリマンタン州	586	26.5	1.5	232	33	1.5	221	14	0.9	○
	南カリマンタン州	1,887	52.0	4.9	231	125	3.4	363	94	1.2	○
	東カリマンタン	378	12.5	1.0	261	4	0.1	303	22	4.3	
	北カリマンタン	170	27.3	0.4	137	2	0.3	62	9	0.6	○
スラウェシ	北スラウェシ州	658	29.0	1.7	101	56	2.5	227	164	0.8	
	ゴロンタロ州	185	17.8	0.5	80	8	0.8	104	92	0.3	●
	中部スラウェシ州	170	6.5	0.4	115	4	0.2	264	43	1.0	○
	南東スラウェシ州	283	12.7	0.7	197	5	0.2	223	59	0.8	
	南スラウェシ州	2,840	35.3	7.4	902	116	1.4	803	172	3.1	○
	西スラウェシ州	98	8.5	0.3	71	2	0.2	116	69	0.3	
マルク	マルク州	421	27.5	1.1	109	10	0.7	153	33	0.3	
	北マスク州	310	29.9	0.8	48	22	2.1	104	32	0.2	
ギニュー	バブア特別州	1,249	44.1	3.3	128	7	0.2	283	9	0.5	
	西バブア特別州	208	27.4	0.5	87	3	0.4	76	8	1.4	
全国		38,277	16.1	100.0	14,531	2,134	0.9	23,764	124	100.0	

(注)1.「感染者数」、「回復者数」、「死亡者数」は6月14日時点、「社会制限有無」のうち、●は州全体、○は一部自治体・地域における実施を示す。

2.「人口」は2010年時点、「GRDPシェア」は2018年時点。

(資料)インドネシア保健省、中央統計庁、各種報道等より国際通貨研究所作成

## アジア通貨危機以来の低成長へ

ジャカルタ首都特別州をはじめ PSBB を全域あるいは部分的に導入した地域の州内総生産 (Gross Regional Domestic Product: GRDP) でみた経済規模は全国の 7 割超に達し、経済に深刻な影響を及ぼしていると考えられる。2020 年 1-3 月期の実質 GDP 成長率は、消費や投資など内需の縮小を背景に前年比 +3.0% (前期: 同 +5.0%) へ急減速した。4 月の自動車販売台数 (出荷ベース) は、PSBB やレバラン休暇などで主要メーカーの多くが工場の操業を休止したことなどから、前年比▲90.6%と大幅な落ち込みを示したほか、消費者信頼感指数は、雇用や所得に対する不安などから、2008 年 7 月以来の水準まで低下した。労働省によると、コロナ禍により 5 月までに約 200 万人 (インフォーマルセクターを含む) が失業したことが明らかとなっており<sup>9</sup>、所得・雇用環境の悪化が先行きの消費拡大の重石となることが懸念される。6 月以降、製造業の操業は再開されつつあるものの、サービス業を中心に制限措置の解除は段階的に行われるため、経済活動の正常化には時間を要するとみられる。

インドネシア政府は、2021 年度予算案のマクロ経済枠組みと財政政策<sup>10</sup> (5 月半ばに国会で可決) のなかで、2020 年の実質 GDP 成長率見通しを前年比▲0.4%~同+2.3% (従来、同+5.3%) へ大幅に下方修正した (図表 4)。コロナ禍による経済への悪影響が 9 ヶ月で収束することや、一連の経済対策が迅速かつ着実に実行に移されることなどを前提としている。感染収束の遅れ、あるいは早期の経済活動再開により感染が再拡大する「第 2 波」や、経済対策の実行の遅れ等による経済活動の停滞の長期化により、成長率がさらに落ち込むリスクには留意する必要がある。政府は、新型コロナウイルスの感染が収束せず経済への悪影響が年内持続する「最悪のケース」では、1997~98 年のアジア通貨危機以来のマイナス成長を予想している。

図表 4: インドネシア政府および主要国際機関による経済見通し

	2019年 (実績)	2020年(見通し)		2021年 (見通し)	2022年 (見通し)
		(当初)	(修正後)		
実質GDP成長率(前年比、%)	5.0	5.3	▲0.4~2.3	4.5~5.5	5.4~6.0
消費者物価指数(前年比、%)	2.8	3.1	2.0~4.0	2.0~4.0	2.0~4.0
失業率(%)	5.3	4.8~5.0	7.33~9.02	-	-
貧困率(%)	9.4	8.5~9.0	9.88~10.98	-	-
為替相場(ルピア/ドル)	14,143	14,400	14,900~15,300	14,900~15,300	13,900~14,700
財政赤字(GDP比、%)	1.8	1.76	6.27	3.21~4.17	2.79~3.55
IMF(2020年4月)		5.1	0.5	8.2	
世界銀行(2020年6月)	5.0	5.1	0.0	4.8	
ADB(2020年4月)		5.2	2.5	5.0	

(資料) インドネシア政府、IMF、世界銀行、ADB統計より国際通貨研究所作成

<sup>9</sup> <https://kemnaker.go.id/news/detail/memasuki-new-normal-ibu-ida-minta-perusahaan-rekrut-lagi-pekerja-yang-ter-phk>

<sup>10</sup> Ministry of Finance, “Kerangka Ekonomi Makro Dan Pokok-Pokok Kebijakan Fiskal Tahun 2021: KEM-PPKF.” ([https://fiskal.kemenkeu.go.id/data/document/kem/2021/files/kem\\_ppkf\\_2021.pdf](https://fiskal.kemenkeu.go.id/data/document/kem/2021/files/kem_ppkf_2021.pdf))

## 経済および金融市場の安定に向け、財政・金融の両面から下支え

コロナ禍による経済への悪影響を緩和すべく、政府と金融当局は一丸となって対応にあたっている<sup>11</sup>。3月末に政府は景気刺激策第3弾として、最大405.1兆ルピア（GDP比2.6%）の追加的な歳出拡大を行う方針を表明した（図表5）。低所得世帯への現金給付のほか、法人税減税（従来25%から2020年に22%、2022年に20%へ引き下げ）や輸入関税免除、中小・零細企業の利払い・債務返済支援、医療分野への支援策などを盛り込んだ。さらに6月には、国内経済の回復と金融システムの安定化に向けて5月に公表した「国家経済復興（PEN）プログラム」（641.2兆ルピア）を677.2兆ルピア（GDP比4.3%）へ拡充した。PENは、コロナ禍で打撃を受けた国営企業への資本注入のほか、債務返済が困難な中小・零細企業の債務再編に際しての銀行の資金支援、銀行融資に対する保証などを柱としている。一連の対応により、2020年度の財政赤字は当初予算案のGDP比1.76%から同6.27%へ膨らむ見込みとなっている。ジョコウィ大統領は3月末に政令<sup>12</sup>を施行、2022年までの3年間は、「2003年国家財政法」で規定される財政赤字の上限（GDP比3%）を超えた歳出拡大や、インドネシア中央銀行（以下、中銀）をはじめ企業や個人による国債等の直接購入を可能とした。

政府は財源を確保するため、歳出の見直しに加えて、国内及び海外からのローンおよび国債発行等による調達<sup>13</sup>を計画しており、調達の実現に向けては内外金融市場の安定が不可欠となる。2月から3月にかけて、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大や原油安などをきっかけにリスク資産回避の動きが強まるなか、インドネシアからの資本流出額は2ヵ月で計150兆ルピア（約105億ドル）に達し、3月末にはルピアの対ドル相場が史上最安値となる1ドル=16,000ルピア台へ急落するなど金融市場の不安定化が懸念された（図表6）。その後、欧米金融当局の大規模な金融緩和に加えて、インドネシア中銀の積極的な政策対応もあり、金融市場は落ち着きを取り戻しつつある。足元のルピア相場は急落前の水準をほぼ回復しているほか、国債発行額が過去4年の実績を上回るペースとなっている（図表7）。中銀の主な対応としては、2月以降、政策金利の引き下げ（2月と3月に合計50bps、7日物リバースレポレート：5.0%→4.5%）に加えて、直物市場、国内為替先物（DNDF）市場および国債セカンダリー市場での介入を強化、外貨建て預金準備率の引き下げ（8.0%→4.0%）などを実施した。また4月には、商業銀行のルピア建て預金準備率を2%ポイント引き下げる（5.5%→3.5%）一方、国債の円滑な消化を狙い、5月から流動性準備率（Macroprudential Liquidity Buffer: MLB）を2%ポイント引き上げ（4.0%→6.0%）、国債プライマリー市場での国債買入によりMLBを満たすことを義務付けるなど、異例の措置を導入した<sup>14</sup>。国債の主体別保有比率をみると、これまで全体の4割近くを占めていた非居住者が急低下する一方、国内銀行の比率

<sup>11</sup> 実際、財務大臣（議長）、中銀総裁、金融庁長官、預金保障庁長官の4名で構成される「金融システム安定委員会（KSSK）」の枠組みで政策を決定している。

<sup>12</sup> 「新型コロナウイルス感染症に対する金融システムの安定化と財政政策に関する代替政令（Government Regulation in lieu of law (Perppu)）（<https://www.kemenkeu.go.id/media/14788/perpu-nomor-1-tahun-2020.pdf>）

<sup>13</sup> 2020年度の調達予定額（総額1,440兆ルピア）の内訳は国内77.5%、海外22.5%。4月初めには、新型コロナウイルス発生後としてはアジア初となるグローバル債（43億ドル）の起債に成功したほか、年内には、海外に居住するインドネシア人を対象とする債券（diaspora bonds）や、円建て外債（サムライ債）などの発行も検討されている。

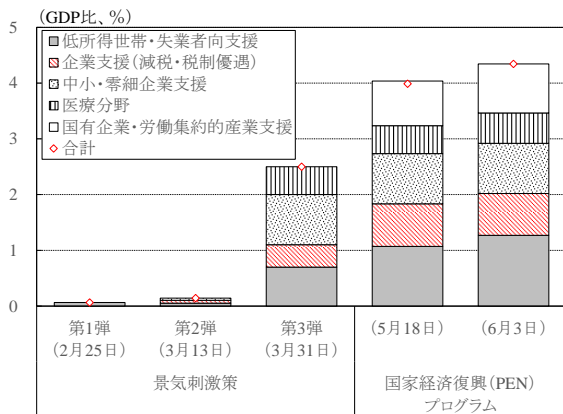
<sup>14</sup> こうした一連の対応により、中銀は年初から5月までに583.5兆ルピア相当の流動性を供給したとされる（[https://www.bi.go.id/en/ruang-media/siaran-pers/Pages/sp\\_223920.aspx](https://www.bi.go.id/en/ruang-media/siaran-pers/Pages/sp_223920.aspx)）。



が急上昇している（図表 8）。

コロナ禍による経済への悪影響の緩和に向けた大規模な財政支出については、国債の追加発行と国内銀行の買入などにより、実現性は低くないとみられる。もともと、国債の非居住者による保有比率は依然 3 割を占め、非居住者の投資動向が市場の安定を左右する状況に変わりはない。中銀は、資本流出への警戒などから、足元、追加利下げには慎重にならざるを得ず、国際信認維持への配慮もあり、国債プライマリー市場での直接引受はあくまで「最後の手段」と位置付けている。財政面では、国営企業への資本注入をはじめとする歳出に関する説明責任や、経済活動正常化後に財政再建の道筋を示すことができるかなど、引き続き透明性の確保を意識した政策運営が求められる。

図表 5: インドネシア政府の景気刺激策



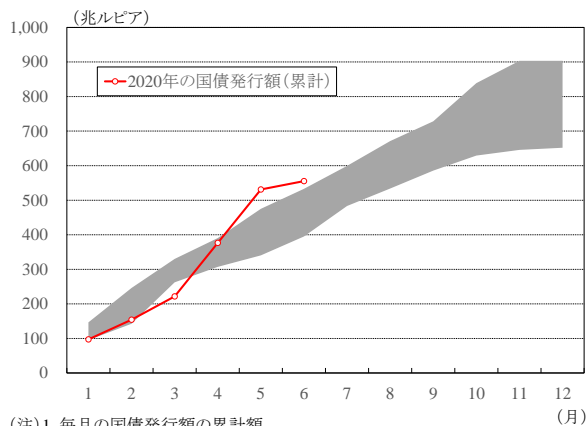
(注) 各支出額は既に発表済みの計画を含む。  
(資料) インドネシア政府資料より国際通貨研究所作成

図表 6: 為替相場と 10 年債利回りの推移



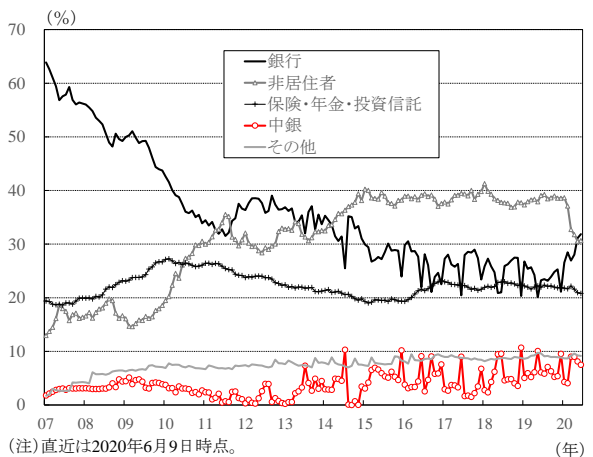
(資料) インドネシア中銀、財務省統計より国際通貨研究所作成

図表 7: インドネシア新規国債発行額の推移



(注) 1. 毎月の国債発行額の累計額  
2. シヤドウは、2016年～2019年の実績の上限と下限を示す。  
(資料) インドネシア財務省統計より国際通貨研究所作成

図表 8: インドネシア国債の主体別保有比率の推移



(注) 直近は2020年6月9日時点。  
(資料) インドネシア財務省統計より国際通貨研究所作成

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話：03-3510-0882 (代) ファックス：03-3273-8051

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>